

処 分 基 準

令和元年 12月 14日作成

法 令 名 : 探偵業の業務の適正化に関する法律
根 抱 条 項 : 第 15 条第 2 項
処 分 の 概 要 : 探偵業の廃止命令
原権者（委任先） : 奈良県公安委員会
法 令 の 定 め : 探偵業の業務の適正化に関する法律第 3 条（欠格事由）
処 分 基 準 :
法第 3 条各号のいずれかに該当する者が探偵業を営んでいる場合（法第 4 条第 1 項の規定による届出をしないで探偵業を営んでいる者にあっては、その営業が探偵業に当たることについての認識が全く無く、これがやむを得ないと考えられるような特段の事情があり、かつ、指導、警告に従って営業を廃止することが確実であるときを除く。）には、営業の廃止を命ずることとする。
問 い 合 わ せ 先 : 生活安全部生活安全企画課営業係（電話 0742-23-0110）
備 考 :